平成２４年度第１回

茨城県都市計画審議会議事録

日　時　　平成２４年６月２８日（木）午後１時３０分から
場　所　　水戸市笠原町９７８番６
　　茨城県庁舎１１階　１１０２共用会議室

Ⅰ　会議の日時及び場所

１　日時　平成２４年６月２８日(木)午後１時３０分から午後２時０４分まで

２　場所　水戸市笠原町９７８番６

茨城県庁舎１１階　１１０２共用会議室

Ⅱ　出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

Ⅲ　議題

別記付議案一覧のとおり

Ⅳ　委員の変更

市町村の議会の議長を代表する者について青木武明委員，関係行政機関の職員について佐藤和彦委員及び荻野徹委員に委嘱したことが報告された。

Ⅴ　議事

１　議事の公開

都計諮問第１号の公開が決定された。

２　議事録署名人の氏名

議長から議事録署名人として大津委員と中﨑委員が指名された。

３　議案審議

都計諮問第１号　「日立市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」

【都計諮問第１号　「日立市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」】

○**議長**　それでは，審議を始めたいと思います。都計諮問第１号につきまして，事務局からご説明をよろしくお願いします。

○事務局　日立市都市建設部建築指導課と申します。よろしくお願いいたします。それでは，都計諮問第１号について，付議案をご説明いたします。お手元の付議案とあわせてスクリーンをご覧ください。

本案件は，建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく廃棄物処理施設にかかわる許可に伴い，その敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について，茨城県都市計画審議会にお諮りするものでございます。

申請者は，日立市日高町一丁目３番２号　株式会社茨城環境企業　代表取締役　茅根則彦でございます。同企業は，昭和 57 年より，一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場を運営しております。また，昭和 60 年に廃木材の焼却施設を設置してございます。これは，建築基準法第 51 条の適用を受ける前に設置されたものでございます。本計画は，市内の建設業者の建設系複合廃棄物の破砕・選別，並びに市内工場・企業の廃プラスチック類の破砕を行う中間処理施設として計画を行うものです。

今回の許可申請の事業計画でございますが，廃棄物の適正な処分を行う上で，さらなる受け入れの分別化・細分化・減量化を強化することにより，資源の活用・リサイクルの促進に努めるため，破砕による中間処理施設を設置する計画でございます。

なお，今回，建築基準法の許可対象となっておりますのは，がれき類の破砕機であるシュレッダーの処理能力及び一軸破砕機の廃プラスチック類の処理能力が規定以上となることによるものでございます。

次に，申請地の位置についてでございますが，図面上の上の方が北となります。今回の申請地は，ＪＲ常磐線小木津駅より北へ約１キロメートル，また，常磐自動車道日立北インターより約１キロメートルに位置しております。申請地の主要な交通網といたしまして，東側に国道６号，西側に主要地方道日立いわき線，さらに常磐自動車道がございます。北側に雨水排水の放流先であります２級河川の東連津川がございます。

次に，周辺図についてでございますが，中央部の赤色で示しておりますのが，申請地でございます。申請敷地の東側と西側が，申請者が運営しております最終処分場となっております。事務所と焼却施設はここでございます。一般廃棄物及び産業廃棄物の第１期，第２期の最終処分場はここでございます。この地区は，大部分の埋め立てが完了し，維持管理期間となっております。平成 15 年に許可を受けた産業廃棄物の第３期最終処分場は，ここでございます。さらに，第４期の最終処分場増設の協議を行っており，その部分がここでございます。今回の申請地は，処分場の真ん中に位置しております。

次に，土地利用計画等についてご説明いたします。申請地は，市街化調整区域内に立地しており，地名地番は，日立市小木津町大字後久保 1359 番の一部ほか５筆です。敷地面積は 4,940 平方メートル，申請建物の延べ床面積は，2,656.27 平方メートル，構造は鉄骨造２階建ての計画となっております。敷地の外周部には，高さ 1.8 メートルの防護柵を設置いたします。また，低木・芝にて，幅５メートルの緑地帯を設け，周辺環境に配慮しております。今回の申請地が接しております市道 640 号線は，現況幅員は６メートルでしたが，都市計画道路中所沢川尻線として計画決定され，敷地の前面は事業が完了し，幅員 12 メートルとなっております。この事業

は,現在継続中であり,今年度の予定としましては,幅員は 12 メートルで,常磐自動車道取付道路トンネルまでの区間を整備し,平成 26 年度に完了する予定でございます。現地の状況でございますが，前面道路の出口付近の現況写真でございます。先に申しましたとおり，平成 23 年度にこの付近まで都市計画道路事業として整備されております。

次に，搬入・搬出ルートについてご説明いたします。車両は，国道６号から折笠地区の幅員８メートルの市道２号線，幅員が 12 メートルの市道 268 号線を経由し，幅員６メートルの市道 640 号線を利用し，処分場施設に進入いたします。市道 640 号線の交通量につきましては，平成 23 年９月 29 日木曜日，平日になりますけれども，に交通量調査を実施し，12 時間交通量　午前７時から午後７時までは 2,825 台でございました。そのうち大型車は 45 台でございました。

次に，廃棄物処理のフローについてご説明いたします。赤ラインの焼却施設の出入り口より搬入された廃棄物は，台貫，計量機です，を経て青ラインを通り，都市計画道路の下の点線ラインのトンネルを通り，申請建物の敷地内に進入いたします。緑ラインのように搬入が終了し，屋外に進みます。それで，市道 640 号線に出ることになります。

中間処理施設の概要についてでございますが，建設系複合廃棄物の破砕機１台，選別は，手選別ライン１連，機械選別風力・比重ライン１連，廃プラスチック類の破砕は,破砕機１台です。建物内のフローとしましては，ブルーのラインが示すように，廃プラスチックと複合廃棄物と区分し，受入ヤードにストックいたします。建物内の作業についてでございますが，受入ヤードから投入ホッパへ投入し，手作業・機械により選別を行い，廃プラスチック・紙くず・鉄くず・非鉄・木くずに分別いたします。廃棄物の大きさに応じて破砕処理をし,紙くず,鉄くず･木くずにつきましては，再生原料として搬出し，それ以外は最終処分場へ搬出いたします。今後，コンクリートガラにつきましても，指定処理施設の認定を受ける予定でございます。将来的に，指定後はＲＢ・ＲＣのリサイクル率を 75％程度に高める計画でございます。これらの処理について，環境保全対策といたしましては，騒音・振動及び粉じんの発生を抑制するため，破砕機はすべて屋内に設置いたします。

廃棄物の搬入量につきましては，県内業者からの排出で，月間 2,105 トンを見込んでおります。１日当たりの搬入・搬出車両は，10 トン車でそれぞれ 30 台ほどと見込んでおります。車両の搬入・搬出時間帯は，午前９時から午後３時までとし，朝夕の通勤時間帯や通学時間帯を避け，通過交通に影響がないように配慮しております。１，２階平面図でございます。東立面図，南立面図でございます。最高の高さは，18 メートルとなっております。

次に，排水計画についてご説明いたします。破砕処理に関しましては，水を使用しないため，工場排水の発生はございません。また，雨水排水につきましては，敷地内の側溝を経由し，最終処分場にＶＰ管 250 パイを敷設し，放流いたします。ＶＰ管は，法面の小段部分にマンホール，人孔を設置し，雨水の水勢，勢いですけれども，流速を抑制する計画になっております。その後，既設の埋設雨水排水管にて東連津川へ放流する計画となっております。汚水・生活雑排水につきましては，合併処理浄化槽で処理後，雨水と同様に放流いたします。

申請地及びその周辺地区については，日立市の都市計画マスタープラン，また，昨年度策定いたしました日立市総合計画においても，特に土地利用構想等はございません。

なお，本案件につきましては，これまで地域住民との合意形成の過程にあったことから，茨城県都市計画審議会への付議を保留しておりましたが，このたび，県生活環境部廃棄物対策課において，茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例に基づいて，適正に手続が完了したことから，許可手続を進め，第１回茨城県都市計画審議会に付議するものでございます。環境保全対策につきましても，生活環境影響調査の結果の中で，大気・騒音・悪臭・震動・水質について，環境基準に適合することが証明されております。詳細につきましては，引き続き，県廃棄物対策課よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○事務局　県廃棄物対策課と申します。よろしくお願いいたします。それでは，生活環境影響調査の結果についてご説明いたします。

事業者の計画は，先ほど説明いたしましたとおり，混合廃棄物，がれき類・廃プラスチック類などを受け入れまして，分別・破砕を行い，金属くずや木くずを再資源化する内容でございます。このことから，調査項目といたしましては，破砕機の稼働による粉じん，それから騒音・振動，それと施設からの悪臭の漏えい，それから運搬車両の走行によります排気として，二酸化窒素・浮遊粒子状物質，それから騒音・振動。また，施設からの排水はございませんが，事務棟，そちらの生活排水等がございますので，水質についても，評価対象項目としております。

次に，環境保全対策でございます。一つは，破砕機など施設や保管場を建屋内に設置するということでございます。これにより，粉じん・騒音・悪臭の低減が図られます。それから，破砕機への集じん機，あるいは散水施設の設置を予定しておりまして，これによって粉じんを軽減することとしております。それから，破砕機への防振ゴムの使用ということで振動を抑える予定となっております。それから，浄化槽の維持管理の徹底ということで，水質についても配慮する計画になっております。

以上のような対策を踏まえまして，環境への影響を予測しております。

大気汚染につきましては，廃棄物運搬車両の影響予測ですけれども，二酸化窒素･浮遊粒子状物質等も,このように現況と大きな差がございません。また，環境基準を十分にクリアしている状況でございます。

次に，騒音・振動でございます。破砕機の騒音につきましては，57 デシベルと,これは敷地境界で 57 デシベルというふうに予測されておりまして,基準値をクリアする見込みでございます。また，破砕機の振動につきましては，62 デシベルということで，基準値の 70 デシベルを満足する計画となっております。それから，運搬車両の騒音・振動ですけれども，いずれも基準値を下回る結果となっており，今回の計画の影響は軽微であると考えております。

それから，水質につきましては，放流先の東連津川において予測をしておりますけれども，ＢＯＤが 1.56，それからＳＳが 4.62 ということで，いずれも現状とほぼ同程度ということで基準値も十分に満足している状況でございます。

なお，パワーポイントではお示ししておりませんけれども，粉じんにつきましては，先ほど言いましたように，破砕機等の建屋内設置及び集じん機，散水設備を設置いたしますことから，環境への影響はないと考えております。それと，悪臭につきましても，取り扱う廃棄物が悪臭を発生するものではないこと，それから，破砕機や保管場を建屋内に設置することから，周辺環境への影響は軽微と考えております。また，事業者は，今回の計画地，当地区で，現在，木くずの焼却等を行っておりますけれども，今回の施設が設置されました後には，この焼却炉を廃止する計画としております。それらを踏まえまして，今回の事業計画による環境への影響は軽微であるというふうに判断しております。生活環境影響調査については，以上でございます。

○事務局　以上で，簡単でございますが，都計諮問第１号について，説明いたしました。ご審議のほど，よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長　ありがとうございました。

それでは，ただいまの件につきまして，ご意見，ご質問をお願いいたします。挙手の上，よろしくお願いします。

○Ａ委員　この中間処理施設につきましては，周りを自社の最終処分場で囲まれているという意味で，環境の影響についてはまあ問題ないのかなと思っております。ただ，この周辺の最終処分場敷地というのが将来的にどういうふうになるのかというところで,何らかの利用をされるんだったら,そのことを考えておかなければならないので，この最終処分場というのが

最終的にどういうふうになるのかというところが１点。それから，現状が見かけ上，どんな格好をしているところなのかと。ただ，土だけをかぶせてあるようなところなのかというようなところを少しご説明していただければと思います。

この最終処分場を将来どうするのか，自社でずっと将来にわたって管理していくということになると，維持管理期間，あるいはその期間は過ぎた状況の中で，そこを管理していくためのコストというのはどういうふうに賄われていくのか。処分する物を受け入れている間は少なくとも収入はあると思うんですけれども，その後の状況は，収入がなくなっちゃうのか，何らかの積み立てか何かをやっているのか，その辺のところをちょっと教えていただければと思います。以上です。

○議長　それじゃ，事務局のほうで答えていただきます。

○事務局　廃棄物対策課ですが，維持管理の関係についてご説明いたします。こちらの処分場は，安定型処分場といいまして，地下水等に影響を与えないような物だけに限って埋め立てるような処分場になっております。維持管理につきましては,先生御心配されている部分は当然ございますが,現在は法律が整備されまして，営業期間中に毎年積み立てを強制的にさせることに法律でなっております。その積立金を営業が終わった後，維持管理だけになった後に払い戻す形で維持管理を続けていただくという形になってございます。

○事務局　日立市建築指導課と申します。ただいまのご質問につきまして，１番について，ご説明いたします。周辺の処分場の最終的な姿なんですけれども，埋め立て終了後に山林である部分についてはヒノキを植林し終了する。田や畑であった土地については，梅・柿・栗などの果樹を植栽した上で，廃止手続を進める予定となっております。現在の予定ですと，埋め立てが完了しまして，その後，廃止まで維持管理をしますと，約 30 年以上かかるため，それらの姿になるのは，それ以降ということになると思います。また，現在の処分地の状況ですけれども，処分の後に覆う土でかぶさっているような状態で，今回の建設敷地につきましては，山林と畑であったり，田んぼであったところの雑種地となっております。以上です。

○Ａ委員　じゃ，将来的には周辺は植林されて，その植林がお話のあった積立金で維持管理されていくと,そんなような考え方でよろしいんですね。はい，ありがとうございました。

○議長　ほかにございますか。じゃ，お願いします。

○Ｂ委員　ご説明の中でこの施設そのものでは，今の配付いただいております資料の，都計諮問第１号というこの文書の中では，４の施設概要のところで,そこは処理能力のことだけが書かれているものですので,「がれき類の破砕」としか書かれていないんですが，実際にはこの施設の中で，選

別・分別も行うんですね。都市計画の手続上，選別とか分別とかというのは記載する必要はないんですか。手続上の話だけだと思うんですけども，選別・分別というのを記載しておく必要はないんですか。

○事務局　ただいまのご質問につきまして，ご説明いたします。今回記載したものについては，建築基準法の 51 条に抵触する部分のみ，破砕ということで，その部分が抵触するものですから，その部分だけ記載いたしました。以上です。

○議長　よろしいですか。

○Ｂ委員　はい。

○議長　ほかにございますか。よろしゅうございますか。それでは，ご意見がないようでございますので，ただいまの都計諮問第１号については，支障なしということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長　ありがとうございます。それでは，ご異議なしと認めまして，都計諮問第１号につきましては，支障なしということにいたします。

○議長　それでは，以上をもちまして，今回付議されました案件についての審議は，終了をいたします。ただいまの都計諮問第１号につきましては，支障なしとして，本日付けをもちまして，知事に答申をいたします。ありがとうございました。

－　閉　会　－

平成２４年度第１回茨城県都市計画審議会　委員出席状況

組　織	職　名	氏　名	出　欠
学識経験のある者	弁護士	大　津　晴　也	出　席
	筑波大学名誉教授	黒　川　　洸	欠　席
	茨城大学名誉教授	山　形　耕　一	出　席
	一級建築士	中　﨑　妙　子	出　席
	茨城県農業会議会長	葉　梨　　衛	出　席
	茨城県経営者協会顧問	川　又　　諭	出　席
	茨城県バス協会会長	須　田　哲　雄	出　席
市町村長を代表する者	守谷市長	会　田　真　一	欠　席
	河内町長	野　髙　貴　雄	欠　席
県議会の議員	茨城県議会議員	桜　井　富　夫	欠　席
	茨城県議会議員	西　條　昌　良	欠　席
	茨城県議会議員	田　山　東　湖	出　席
	茨城県議会議員	飯　塚　秋　男	出　席
	茨城県議会議員	細　谷　典　幸	欠　席
	茨城県議会議員	長谷川　修　平	出　席
市町村の議会の議長を代表する者	水戸市議会議長	渡　辺　政　明	欠　席
	五霞町議会議長	青　木　武　明	出　席
関係行政機関の職員	関東財務局水戸財務事務所長	鹿　糠　　全	欠　席
	関東農政局長	佐　藤　和　彦	欠　席
	関東経済産業局総務企画部長	梁　嶋　利　道	欠　席
	関東運輸局長	神　谷　俊　広	代理 茨城運輸支局長 佐藤　研一
	関東地方整備局長	下　保　　修	代理 常総国道事務所長 浅古　勝久
	茨城県教育委員会教育長	小野寺　　俊	代理 文化課長 伊藤　哲
	茨城県警察本部長	荻　野　　徹	代理 交通部交通規制課管理官 桑田　哲

出席 14 名
欠席 10 名
} 24名

平成２４年度第１回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問番号	題　　名	決定機関	計　画　内　容
1	日立市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について	特定行政庁 日立市長	日立市小木津町地内 廃棄物処理施設 破砕(がれき類)　処理能力：614.5t／日 破砕(廃プラスチック類) 処理能力：51.8t／日
	計１件		